

特定半導体利子補給金交付規程

2022年5月31日

2022年度規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第14号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号。以下「5G促進法」という。）第29条第2号に規定する認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 機構が行う利子補給金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程で「交付対象事業」とは、5G促進法第11条第3項の規定により経済産業省から認定（同法第12条第1項による変更の認定を含む。）を受けた特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行う事業（特定半導体生産施設における生産関係に限る）のうち、第7条第2項の規定により交付すべきものと認められた事業をいう。

2 この規程で「利子補給事業者」とは、経済産業省が利子補給金の交付の方針の決定をした融資計画書に係る融資を行う金融機関をいう。なお、交付の方針の決定については、経済産業省が定めるところにより経済産業省が行うものとする。

(交付の対象)

第4条 機構は、利子補給事業者に対し、交付対象事業の事業期間であって第5条に定める

単位期間に生じる利子のうち、同条で定める算式に基づいて算定した額を上限として利子補給金を交付する。ただし、第 19 条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本利子補給金の交付対象としない。

(利子補給金の交付額の計算方法)

第 5 条 利子補給金の交付額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

C 別表に定める利子補給率

単位期間 当年 4 月 1 日から当年 9 月 30 日までの期間及び当年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間。ただし、各単位期間の満了の日が金融機関の休日に当たるときは、当該休日の前営業日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

(交付の申請)

第 6 条 機構は、利子補給金の交付の申請をしようとする利子補給事業者（以下「申請者」という。）に対し、第 3 条に基づき経済産業省が交付の方針を決定した後、申請者及び認定特定半導体生産施設整備等事業者との間で金銭消費貸借契約（以下「融資契約」という。）を締結し、その後、速やかに様式第 1 による利子補給金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に融資計画書（別紙 1）、体制図（別紙 2）及び金銭消費貸借契約書の写しを添えて、機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

2 前項に規定する融資契約による利子は、第 4 条の規定により機構が利子補給金を交付するときは、当該融資契約による利子で当該単位期間において生ずるものの額を、当該融資契約により定まる利子の額から当該利子補給金の額に相当する金額だけ差し引いた金額としなければならない。

(交付の決定等)

第 7 条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

2 機構は、前項の審査の結果、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、様式第 2 による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、機構は、利子補給金の適正な交付を行うために必要があるときは、

利子補給金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて利子補給金の交付の決定をすることができるものとする。

- 4 交付対象事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に利子補給金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。
- 5 機構は、利子補給金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付に当たっての条件）

第8条 機構は、利子補給金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 利子補給事業者は、利子補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって交付対象事業を行うべきこと。
- 二 利子補給事業者は、交付対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 三 利子補給事業者は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- 四 利子補給事業者は、交付対象事業の経理について交付対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付対象事業の完了した日（交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- 五 利子補給事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、交付対象事業の実施の状況に関し、様式第3による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- 六 利子補給事業者は、単位期間が満了したとき（第三号の交付対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、単位期間の満了の日（第三号の交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の翌日から起算して30日を経過した日又は機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- 七 利子補給事業者は、機構が、交付対象事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 八 利子補給事業者は、機構が事実確認の必要があるとき、第6条第1項に規定する融資契約を締結する認定特定半導体生産施設整備等事業者に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- 九 利子補給事業者は、機構が交付対象事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る交付対象事業の実績が利子補給金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合

しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

十 利子補給事業者は、機構が第16条第2項の規定により利子補給金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

十一 利子補給事業者は、第16条第1項の規定により利子補給金の返還請求の通知を受けたときは、利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第15条第1項第七号の規定による場合はこの限りではない。

十二 利子補給事業者は、返還すべき利子補給金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

十三 利子補給事業者は、利子補給金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第5による利子補給金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

十四 利子補給事業者は、この規程に規定する様式の提出を、交付申請書に定める事業推進責任者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第5、様式第6、様式第7-1及び様式第7-2を除く。

十五 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、利子補給事業者は、機構の指示に従うべきこと。

十六 利子補給事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

十七 利子補給事業者は、第7条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

十八 交付決定を受けた交付対象事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る交付対象事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

2 機構は、利子補給金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第7条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第9条 機構は、利子補給金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第十三号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る利子

補給金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(交付対象事業の内容の変更)

第10条 機構は、利子補給事業者が交付対象事業の融資条件等を変更しようとするときは、第3条に基づく経済産業省による交付の方針の決定に適合する範囲内において、様式第6による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該利子補給事業者に速やかに通知するものとする。

3 第7条及び第8条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(交付対象事業の承継)

第11条 機構は、利子補給事業者について相続、法人の合併又は分割等により交付対象事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該交付対象事業を継続して実施しようとするときは、あらかじめ経済産業省の承認を受けた上で様式第7-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が利子補給金の交付に係る変更前の交付対象事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、利子補給事業者に様式第7-2による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者の様式第7-1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が利子補給金の交付に関する変更前の交付対象事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(利子補給金の額の確定)

第12条 機構は、交付対象事業が完了し、利子補給事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付対象事業の実績が利子補給金の交付の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、様式第8による確定通知書によって利子補給事業者に通知するものとする。

(利子補給金の支払)

第13条 機構は、前条の規定により交付すべき利子補給金の額を確定した後に、利子補給事業者に対し、利子補給金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

- 2 機構は、利子補給事業者が利子補給金の支払を請求しようとするときは、様式第9-1による利子補給金精算（概算）払請求書を提出させるものとする。
- 3 機構は、第8条第1項第六号に規定する実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付対象事業の実績が利子補給金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、利子補給事業者に対し様式第9-1による利子補給金精算（概算）払請求書を提出させ、これが適正と認められるものについて、利子補給金を支払うものとする。

（中止又は廃止の承認）

第14条 機構は、利子補給事業者がその責めに帰さない事由により当該交付対象事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

- 2 機構は、利子補給事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第6に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第10により速やかに当該利子補給事業者へ通知するものとする。
- 3 第12条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

（交付決定の取消）

第15条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 利子補給事業者が、利子補給金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- 二 利子補給事業者が、第7条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- 三 利子補給事業者が、第8条の規定により付された条件に違反したとき。
- 四 利子補給事業者が、その他法令等に違反したとき。
- 五 利子補給事業者が、機構との交付対象事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- 六 利子補給事業者が、第19条の規定の誓約に違反したとき。
- 七 天災地変その他利子補給金等の交付の決定後に生じた事情の変更により交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

- 2 前項第一号から第六号に掲げるものについては、第12条の規定に基づく利子補給金の

額の確定があった後においても適用するものとする。

- 3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第10に準じた様式により速やかに利子補給事業者に通知するものとする。

(利子補給金の返還等)

第16条 機構は、前条の規定に基づき利子補給金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定の当該取消に係る部分に関し、既に利子補給金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 機構は、第12条の規定に基づき額の確定をした場合(第14条第3項において準用する場合を含む。)において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の利子補給金の返還を請求するものとする。

- 3 機構は、前2項に基づき利子補給金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに利子補給事業者に通知するものとする。

- 一 返還すべき利子補給金の額
- 二 加算金及び延滞金に関する事項
- 三 納期日

- 4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき利子補給金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第11又は第12により報告させるものとする。

- 5 機構は、利子補給事業者が、返還すべき利子補給金を第3項第三号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第17条 機構は、利子補給金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する利子補給金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、利子補給事業者の納付した金額が返還を請求した利子補給金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した利子補給金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した利子補給金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 利子補給事業者は、利子補給金の交付の申請をするに当たって、また、交付対象事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

- 一 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 前項については、利子補給金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第20条 この規程に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、2022年6月1日から施行する。

(別表)

利子補給率

融資利率の範囲	利子補給率
$0.0035 \leq \text{融資利率}$	利子補給率 = 0.003
$0.0005 \leq \text{融資利率} < 0.0035$	利子補給率 = 融資利率 - 0.0005
融資利率 < 0.0005	利子補給率 = 0

※融資利率とは、借り入れた元金に対する支払利息の割合（年利）のことをいう。

※利子補給金の額は、小数点以下（1円未満）は切り捨てする。